

2020年5月29日

株式会社 山陰合同銀行

### 特別定額給付金受取口座でのご返済金引き落としの特別対応について

山陰合同銀行（頭取 石丸 文男）では、国が国民に一律10万円を配る特別定額給付金が指定口座に振り込まれても、お客様からお申し出があった場合、借入金の引き落としを行わないよう対応しますので、お知らせします。

#### 記

1. 対象のお客様

特別定額給付金を当面の事業費や生活費に使用するため、特別定額給付金での借入金の引き落としを行わないよう希望されるお客様。

2. 当行の対応

山陰合同銀行では、借入金の返済期日が到来している場合、返済口座にお金が入ると即時に返済のための引き落としが行われる仕組みとしています。特別定額給付金で借入金の引き落としを行わないよう希望される場合は、引き落としを行わないよう手続きを行います。

3. 対象の借入金

山陰合同銀行からの全ての個人向け（個人事業主含む）の借入金。

4. 受付窓口

取引店へお申し出ください。

5. 取扱開始日

2020年5月29日

以上